

児童扶養手当
特別児童扶養手当
特別障害者手当
障害児福祉手当

現況届・ 所得状況届の提出

忘れずに

届出しないと手当が受けられなくなることも…

手当を受けている人の前年所得や8月1日現在の養育状況などを確認します。

届出をしないと、受給資格があっても8月分からの手当が受けられなくなることがあります。2年以上届出がない場合は、手当の支給を受ける権利がなくなります。注意してください。

要件に該当しても、所得制限などで支給対象にならないことがあります。

問 1 子育て支援課 ☎(24)8967
2～4 障害支援室 ☎(24)8968



必要な届出の種類

1 ▶ 現況届 2～4 ▶ 所得状況届
対象者には8月初旬に用紙を郵送します。



1 児童扶養手当

期間 ～9月2日(月)

対象 次のいずれかの要件に該当する18歳（障害のある人は20歳）までの児童を養育している人

- 要件**
- 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない。
 - 父（母）が死亡した。
 - 父（母）が重度の障害者である。
 - 父（母）の生死が明らかでない。
 - 父（母）から1年以上遺棄されている。
 - 父（母）が保護命令を受けている。
 - 父（母）が1年以上拘禁されている。
 - 未婚の母の子である。

3 特別障害者手当

期間 8月13日(火)～9月11日(水)

対象 在宅で、次の要件に該当する重度の障害があって日常生活に常時の介護を必要とする人

要件 年齢が20歳以上で、おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④の1程度で複数の障害がある人がこれらと同程度の疾患、精神障害のある人

2 特別児童扶養手当

期間 8月13日(火)～9月11日(水)

対象 障害のある児童（20歳未満）を介護する家庭で、次の要件に該当する人

- 要件**
- 身体や精神に重度か中等度の障害を持つ児童を監護している父母、または障害児を監護し同居・生計を維持する養育者
 - 対象の児童が児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設・通所施設などを除く）に入所していないこと

4 障害児福祉手当

期間 8月13日(火)～9月11日(水)

対象 在宅で、次の要件に該当する重度の障害があって日常生活に常時の介護を必要とする人

要件 年齢が20歳未満で、おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④から⑥の2程度の障害のある人